

博 士 学 位 論 文

内 容 の 要 旨

お よ び

審 査 結 果 の 要 旨

第 27 号

令和 6 (2024) 年 9 月

熊 本 学 園 大 学

は し が き

本号は、学位規則（昭和 28 年 4 月 1 日文部省令第 9 号）第 8 条による公表を目的とし、令和 6 年 9 月 21 日に本学において博士の学位を授与した者の論文内容の要旨および論文審査結果の要旨を収録したものである。

学位記番号に付した甲は、学位規則第 4 条第 1 項（いわゆる課程博士）によるものであり、乙は同条第 2 項（いわゆる論文博士）によるものである。

目 次

報告番号	学位記番号	学位の種類	氏名	論文題目	頁
甲第 94 号	博（甲）社会福祉 第 30 号	博士（社会福祉学）	黒 須 依 子	精神障害者地域移行支援における 利用者主体型ピアサポート事業創 出に向けたソーシャルワーカーの 役割に関する研究	1

氏 名（本 籍）	黒須 依子（栃木県）
学 位 の 種 類	博士（社会福祉学）
学 位 記 番 号	博（甲）社会福祉 第 30 号
学位授与の日付	令和 6 年 9 月 21 日
学位授与の要件	学位規則第 20 条第 1 項該当
学 位 論 文 題 目	精神障害者地域移行支援における利用者主体型ピアサポート事業 創出に向けたソーシャルワーカーの役割に関する研究
論 文 審 査 委 員	（主査） 熊本学園大学教授 堀 正嗣 （副査） 熊本学園大学教授 西崎 緑 （副査） 熊本学園大学教授 花田 昌宣 （副査） 大 正 大 学 教 授 坂本 智代枝

内容の要旨

精神障害者地域移行支援に向けたピアサポート事業を障害当事者主体型サービスとして進め、その普及を図るために必要なソーシャルワーカー（以下「SWr」）の役割を AOP（反抑圧的ソーシャルワーク:Anti-oppressive 〈social work〉 practice）の理論に基づき明らかにすることが、本研究の目的である。本論文において「ピアサポート事業」とは、精神障害者地域移行・地域定着支援事業（2010 年度～2013 年度）、精神障害者地域生活支援広域調整等事業（2014 年度～2016 年度）にて施行された「ピアサポートの活用」、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（2017 度）にて施行された「ピアサポートの活用に係る事業」の総称である。なお、本論の対象は精神障害者地域移行支援におけるピアサポート事業に定め、「地域移行ピアサポート」と記した。

序章では、精神障害者によるピアサポートに関する先行研究を基にピアサポートの意義とピアサポート事業の有用性を示し、約 50 年以上に及ぶわが国の入院中心医療施策により生じた長期入院者の意思表示意欲、退院意欲の促進に向け、地域移行ピアサポートの必要性を示した。しかし、ピアサポート事業の全国実施率は停滞状況にある。そこで、地域移行ピアサポート推進を図るために SWr の役割を追究する必要性を述べ、本研究の目的と方法を記した。

研究方法としては、1 次調査～5 次調査と 5 段階に渡って郵送アンケート調査及び個別インタビュー調査を行い、各調査結果を総合分析した。調査期間は 2015 年 6 月から 2023 年 9

月である。各調査内容と結果は第3章から第7章にまとめ、本研究の結論を第8章に提示した。

第1章では、まず、1950年より進められた入院中心医療体制が、入院患者の知る権利・自己決定権の侵害、意思表示意欲・退院意欲の減退、社会的入院患者の所在等の日本の精神障害者の生活に及ぼした負の影響を記した。次に、一般社団法人 支援の三角点設置研究会（2015）による「（平成26年度障害者総合福祉推進事業）入院中の精神障害者の意思決定及び意思の表明に関するモデル事業」に対し、「事業利用の最終判断は主治医が行うこととする」とされている」とする意見書（認定NPO 法人大阪精神医療人権センター2017:8-9）を参照し、地域移行ピアサポートについても入院患者を利用者とする利用者主体型で運営されているか否かを確認する必要性を述べた。さらに、その改変に向け、SWrはIFSWによるソーシャルワークの定義（2014）に示される「社会変革」促進を念頭に、オリバー（Oliver）等が提唱する障害の社会モデルのソーシャルワーク実践を、AOPを活用し進める必要性を述べた。

第2章ではAOPの理念と原理について説明した。AOPでは、近年の長期入院者の地域移行停滞問題を創り出す要因は、日本の精神科病院組織に潜在する入院患者への抑圧構造を受容する精神保健医療システムにあると捉える。本論では、長期入院者のピアサポート事業等の地域事業利用を、病院専門職主体の医療サービス提供システムにて支援することを批判的に捉え、長期入院者の地域移行支援方法やSWrの役割をAOPの視点に立ち問い直す意義を提示した。

第3章では、地域移行ピアサポートの必要性、有用性に対する精神保健医療福祉関連専門職者（以下「関連専門職者」）の理解促進要因を明らかにすることを目的に、1次調査として行ったアンケート調査結果を示した。調査対象者は精神障害者地域移行支援推進を目的とする協議会の構成委員（以下「協議会委員」）258名とした。その結果、地域移行ピアサポートの必要性に対する協議会委員の評価（理解度）と地域移行ピアサポートへの観察経験に正の相関関係（ $p<0.01$ ）が認められ、地域移行ピアサポートへの観察経験は地域移行ピアサポートの必要性に対する理解促進要因であることが示唆された。この結果をもとに、ピアサポート事業普及に向け、地域移行ピアサポートに対する地域関連専門職者の観察機会を創設する必要性を述べた。なお、AOPの視点から地域移行ピアサポートの必要性に対する関連専門職者の理解抑圧要因を提示した。この抑圧要因解消に向け、当事者性を尊重したピアサポーターの継続的な研修機会の創設、その研修や学びの程度を関連専門職者に証明可能な資格制度創設が必要であると考察した。

第4章では、2次調査として実施した12ヶ所のピアサポート事業、精神障害者地域移行支援事業、協議会運営事業の三事業を兼務する三事業受託事業所の12名の三事業担当SWrに対するインタビュー調査結果から、協議会運営を通じ病院との協力関係を高めた1事例を抽

出して行った協議会運営方法における事例研究結果を示した。

その結果、地域移行ピアサポート実施における病院との協力関係促進に向けた協議会運営の要点として①協議会（地域移行支援部会）活動としてのピアサポート事業の実施、②地域移行支援部会での事業利用者のケア会議設置と定期開催、③地域移行支援部会への病棟看護師・ピアサポーター委員の定例参加と地域移行支援事業目的の共有、④地域移行支援部会でのピアサポーター委員によるピアサポート活動報告、⑤ピアサポーターとの交流を通じ病棟看護師がその役割を認識する場の創設、を挙げた。また、公的事業運営上の課題は受託事業所の課題ではなく、地域社会の課題であると捉える必要性を提示した。病院との連携課題を三事業担当 SWr が AOP の視点で捉えることで、課題解決への協議会委員の協力は必然の取組みとなり、関連組織の協働体制を高める要因となると考察した。

第 5 章では、長期入院者の意思表示意欲や退院意思表示意欲にピアサポートが及ぼす影響とその相互作用要因を見出すことを目的とした 3 次調査の結果を示した。3 次調査では、長期入院中にピアサポート事業を利用し退院した（元）ピアサポート事業利用精神障害者（以下「長期入院者」）7 名に対するインタビュー調査を行い、その結果を KJ 法のグループ編成法を参考に分析した。長期入院者の意思表示意欲、退院意欲促進要因として「立場が尊重された関わり」「対等な関係」「安心して話せる関係」等が抽出された。これらの関係は、「傾聴される経験」「ピアサポーターの体験を聴く経験」によって醸成されたピアサポーターとの信頼関係のもとに創られていた。一方、長期入院者の退院意思表示における抑圧要因として、病棟看護師の「保護的な関わり」「看護師主導の関わり」が抽出された。この結果から、SWr を含む専門職者は自らがつくり出す抑圧要因に配慮し、ピアサポーターの主体性尊重支援を行う必要があると考察した。さらに、AOP の視点で入院患者の意思表示意欲抑圧要因を生み出す要因を考察し、精神保健医療制度、施策に潜む抑圧要因の解消に向けてソーシャルワークを展開する必要性を述べた。

第 6 章では、地域移行ピアサポートにおけるピアサポーターと SWr の役割関係の構造を明らかにすることを目的に、4 次調査としてピアサポーター 8 名に対し行ったインタビュー調査結果を KJ 法のグループ編成法を参考に分析した結果を示した。第 5 章の結果と同様、ピア（長期入院者）の退院意欲・退院意思の回復、向上を目的に、「障害経験に基づく支援」「ピアの立場に立った対等な関係」「時間をかけた支援」により「ピアが心を開いて本音を話せる関係づくり」が自身の役割であるとピアサポーターは捉えていた。その一方、「SWr の決定に従いピアサポートを行うこと」を自己役割と捉える者もいた。したがって、SWr 主導のピアサポーターに対する支援がピアサポーターの専門性を抑圧し、地域移行ピアサポートの有用性を減退させる可能性があると推察した。SWr はこの可能性に留意し、「AOP の 5 つの原理」（Danso2009:542）を参考に、ピアサポート支援活動に対する定期的な自己省察の

場をつくり、支援者としての介入を最小限に抑えたピアサポーターとの協働関係を構築する必要性を考察した。

第 7 章では、地域移行ピアサポート推進を図る上で必要な SWr の役割を考察することを目的に、5 次調査として行ったピアサポート事業受託事業所 SWr（以下「受託事業所 SWr」）3 名、ピアサポート事業協力病院（以下「協力病院」）SWr 6 名に対するインタビュー調査結果を、鯨岡によるエピソード記述法を参考に分析した結果を示した。その結果、入院患者の地域移行ピアサポート（内、ピアに対する個別支援）利用可否を病院専門職が優先して決定することが通常化し、入院患者の「ピアサポート事業について知る（説明を受ける）機会」「ピアサポート事業利用に関する意思表示機会」が病院専門職により侵害されていることが見出された。

以上の結果を AOP の視点で考察し、受託事業所 SWr、協力病院 SWr はピアサポーターと協働して利用者主体型ピアサポート事業を創出する必要性を述べた。また、地域移行支援事業と共に地域移行ピアサポートを、入院患者が自身の権利として利用可能な法整備に向け、行政に働きかける役割を受託事業所 SWr、病院 SWr が担う必要性を述べた。

第 8 章では、第 7 章に提示した病院専門職主体型ピアサポート事業の実施を取りやめ、利用者主体型ピアサポート事業創出に向け、受託事業所 SWr、協力病院 SWr の連携支援を中心に、ピアサポーターと協議会（協議会委員）を活動の協働者とする有用性とその理由を述べた。その上で、利用者主体型ピアサポート事業創出に向け受託事業所 SWr に必要な役割として、AOP の理念に基づき第 3 章～第 7 章に挙げた調査結果を照合し、以下 5 つの役割を提示した。

1. 所属組織における自身の役割に対する定期的な省察
2. ピアサポーターと協働したアドボカシーの実践
3. 協議会との協働支援体制構築
4. 利用者の意思を尊重した地域事業利用環境整備と意思抑圧要因への定期的省察
5. 利用者主体型ピアサポート事業の創出・実施に対する病院医療専門職者の理解促進

これら 5 つの役割を受託事業所 SWr が担うためには、所属組織の枠組を越えて協議会委員の立場で地域の公的な役割を担う SWr として、ピアサポーター、その他の協議会委員と共に AOP 実践を行うことが必要である。

審査結果の要旨

(論文の主題)

本論文の目的は、精神障害者地域移行支援に向けたピアサポート事業を当事者主体型で進め、その普及を図るために必要なソーシャルワーカーの役割を AOP (反抑圧的 ソーシャルワーク:Anti-oppressive 〈social work〉 practice) の視点に基づき明らかにすることである。本論文における「ピアサポート事業」とは、精神障害者地域移行・地域定着支援事業 (2010 年度～2013 年度)、精神障害者地域生活支援広域調整等事業 (2014 年度～2016 年度) にて施行された「ピアサポートの活用」、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業 (2017 度) にて施行された「ピアサポートの活用に係る事業」の総称である。

(論文の概要)

本論文は、上記の目的を果たすため、「序章 研究の目的と方法、第 1 章 問題の所在、第 2 章 AOP の視点による分析の意義、第 3 章 ピアサポートの必要性に対する精神保健福祉関連専門職者の理解促進要因、第 4 章 協議会活動としてピアサポート事業を進める意義、第 5 章 入院患者にピアサポートが与えた影響と相互作用要因、第 6 章 ピアサポーターとソーシャルワーカーの役割関係、第 7 章 ピアサポート事業利用における入院患者の意思表明機会の必要性、第 8 章 考察と結論、終章 本研究の成果と課題」の 10 章より構成されており A4 版 166 頁に及んでいる。

序章では、精神障害者ピアサポートに関する先行研究レビューを行い、ピアサポートの意義と有用性を提示するとともに、本研究の目的及び方法を示している。

第 1 章では、1950 年より進められた入院中心医療体制が日本の精神障害者の生活に及ぼした負の影響を記し、専門職主体型支援体制を利用者主体型へと改革する必要性を述べる。そして、IFSW によるソーシャルワークの定義 (2014) に示される「社会変革」促進を念頭に、「障害の社会モデル」及び AOP に依拠したソーシャルワーク実践を進める必要性を提示している。

第 2 章では AOP の理論と方法について整理し、本論文で AOP の視点に基づいてソーシャルワーカーの役割を考察する意義について述べる。長期入院者の地域移行停滞問題を創り出す要因は、精神科病院組織に潜在する入院患者への抑圧構造を受容する精神保健医療システムにあると捉え、ピアサポートを活用した地域移行支援とソーシャルワーカーの役割を AOP の視点に立ち問い直す意義を提示している。

第 3 章では、地域移行ピアサポートの必要性、有用性に対する関連専門職者の理解促進要因を明らかにすることを目的に、1 次調査として行った精神障害者地域移行支援推進を目的

とする協議会委員 258 名に対するアンケート調査結果を分析している。地域移行ピアサポートの必要性に対する協議会委員の評価と地域移行ピアサポートへの観察経験に正の相関関係 ($P<0.01$) が認められることから、地域移行ピアサポートに対する地域関連専門職者の観察機会創設の必要性を提示している。

第 4 章では、2 次調査として実施したピアサポート事業、精神障害者地域移行支援事業、協議会運営事業の三事業を兼務する受託事業所の担当ソーシャルワーカーに対するインタビュー調査より協議会運営を通じ病院との協力関係を高めた 1 事例を抽出し事例研究を行っている。その結果、病院との協力関係促進に向けた協議会運営の要点として「病棟看護師・ピアサポーター委員の定例参加と事業目的共有」等を抽出している。

第 5 章では、長期入院者の意思表示意欲や退院意思表示意欲にピアサポートが及ぼす影響等を見出すことを目的に、3 次調査として実施したピアサポート事業を利用した元ピアサポート事業利用精神障害者に対するインタビュー調査結果を分析している。その結果、入院患者の意思表示意欲促進要因として「傾聴される経験」「ピアサポーターの体験を聴く経験」等を抽出している。一方、抑圧要因として「保護的」「指示的」な病棟看護師の支援要因が抽出された。この結果から、専門職者は自らがつくり出す抑圧要因に配慮し、ピアサポーター主体性尊重支援を行う必要性を提起している。

第 6 章では、ピアサポーターとソーシャルワーカーの役割関係の構造を明らかにすることを目的に 4 次調査としてピアサポーターに対し行ったインタビュー調査結果を分析している。その結果、「障害経験に基づく支援」等により「心を開いて本音を話せる関係づくり」が自身の役割であるとピアサポーターは捉えていることが明らかになった。他方で、ソーシャルワーカー主導の支援がピアサポーターの専門性を抑圧し地域移行ピアサポートの有用性を減退させる可能性があることが示唆され、ピアサポーターと協働関係を構築する必要性を提示している。

第 7 章では、ピアサポート事業受託事業所及び事業協力病院のソーシャルワーカーに対するインタビュー調査結果を分析している。その結果、地域移行ピアサポートの利用可否を病院専門職が優先して決定することが通常化し、入院患者の「ピアサポート事業について知る（説明を受ける）機会」「ピアサポート事業利用に関する意思表示機会」が病院専門職により侵害されていることを見出している。

第 8 章では、各章の研究成果を踏まえて、利用者主体型ピアサポート事業創出に向け、ピアサポーターと協議会委員を活動の協働者とするものの有用性について考察している。その上で、受託事業所ソーシャルワーカーに必要な役割として以下 5 つを提示している。

1. 所属組織における自身の役割に対する定期的な省察
2. ピアサポーターと協働したアドボカシーの実践

3. 協議会との協働支援体制構築
4. 利用者の意思を尊重した地域事業利用環境整備と意思抑圧要因への定期的省察
5. 利用者主体型ピアサポート事業の創出、実施に対する病院医療専門職者の理解促進

(論文の評価)

本研究の枠組みでは、量的な研究に加え質的な研究を循環させるトライアングレーションによる研究プロセスが評価できる。研究手順については、5つの研究方法から多角的に実証的に研究が積み重ねられているところも評価できる。こうした研究により、精神障害者地域移行支援におけるピアサポート事業の実態と課題を多面的に明らかにしたことは本論文の成果である。

さらに、ソーシャルワークの理論の枠組みとして AOP を取り上げて、その視点に基づいて実証研究の結果を考察していること、また障害学の「障害の社会モデル」理論を援用し考察していることは、本研究のオリジナリティであると評価できる。その結果、ピアサポート事業が専門職主体で行われていることによる当事者への抑圧の諸相及びそれを利用者主体型に転換するための視座を仮説的に提示したことも本研究の意義である。

他方で、本研究には今後に期すべき課題もある。第1に、ソーシャルワーク理論の流れの中での AOP 理論の位置づけ、マクロソーシャルワークやソーシャルアクションとの異同と関連性を明らかにすることにより、AOP の理論に着目する理由を明確化することが課題である。第2に、AOP に依拠すればメゾ・マクロレベルの抑圧の背景にあるマクロレベルの抑圧構造をも含めた総合的考察が求められるが、本論文ではミクロとマクロの関係が十分に整理されておらず今後の課題である。第3に、実証的な調査結果とソーシャルワーカーの実践的な役割に関する考察の関係性が十分に明らかではなく、これを説得的に示すことも今後の課題である。さらに、抑圧に加担するソーシャルワーカーの文化がどのようにつくられているのかを明らかにすること、利用者主体をソーシャルワーカーが求めることによる当事者の負担をどう考えるかも今後の課題である。

上記により、本学位論文審査委員会は、総合的に評価して本論文は合格水準にある研究成果であり、博士（社会福祉学）を授与することが妥当であるとの結論に達した。

学位論文審査委員

主査	熊本学園大学教授	堀 正嗣
副査	熊本学園大学教授	西崎 緑
副査	熊本学園大学教授	花田 昌宣
副査	大正大学教授	坂本 智代枝

博士學位論文

内容の要旨および審査結果の要旨

第 27 号

令和 6 年 11 月 1 日 発行

発行 熊本学園大学

編集 熊本学園大学大学院事務室
〒862-8680

熊本市中央区大江 2 丁目 5 番 1 号
電話番号 096 (364) 5161